

一九六一年三月一日(星期四)

一 開議及閉会時刻(自午前十時四十分〜午後六時五分)

二 出席議員の次の通りである

議席氏名	議席氏名	議席氏名
一番 仲村春正	九番 米須清祐	五番 矢久盛雄
四番 庄喜真模祐	十番 仲本心竜	六番 当山伸太郎
五番 中山勝豊	八番 花城清芳	七番 安久盛信
六番 宇佐良朝	二番 中尾幸助	八番 稻嶺盛三
七番 崎岡健郎	三番 松本利隆	九番 岩尾敏行
八番 沼田正夫	四番 山本朝徳	

三 欠席議員のなし

四 市町村自治法第一条の規定により会議事件説明のため出席議員の次の通りである

村長 仲村春勝 助役 吳屋真徳 収入役 仲村春松
 財政課長 当山金吾 経済課長 澤崎守一 建設課長 桑江良徳
 水道課長 奥屋将俊

五 本会議の書記の次の通りである

書記長 松川正義 書記 照屋敏 書記 仲村春正

六 議事日程の次の通りである(書記より朗読のため)

日程第一 議案第一号 一九六一年度野津村歳入歳出追加更正第十号
 日程第二 議案第五号 野津村区職金支給條例の一部を改正する條例

細田 昭 記

日程第一 議案第一号 議会議員の研修視察派遣にかん

日程第四 選挙第一号 委員会委員選挙にかん

七 会議順末

議長 出席一名あり。市町村自治法第二十五條の規定にお
き、議会の成立を致し得るのみならず、只片方の出席するに
足りぬ。故に、(午前十時四十分)

日程第一 議案第一号 一九六一年度首狩湾村歳入歳出追加
の予算にかんして議題を致し得る。

書記として朗読せしめし。

提案者の即説明をお願い致し得る。

村長 歳入として木柵即金の来りせしめ(3,320ドル)の歳出の
つぎの購入を致し得る。部品の多く、特別に光文の購入
を致し得る。思ひ切りの購入を致し得る。提案をお願い致し
得る。

議長 一七番の出席を報告致し得る。

本業の質疑に入り得る。

一八番 議員の出席を報告致し得る。

一九番 つぎの購入にかんして、機械の採算は何年か、又専任を
おいて、(午後二時)

前夜 採算は一年かあり得る。専任を置いて、(午後二時)

議長 暫休を致し得る(午後二時)

議長	再開致す(午後一時十分)
"	一々審、八審の出席を報告致す。
一〇審	市場の設計手数料が訂正されたが、
助役	市場の設計臨時議会の持込は出来ぬ。その時にても遅くはないと思ふ。
一五審	徴税の面を貴博がいたが、差押をいついけようか。
助役	訪問による天体解決をいよいよおこなふ。
一七審	区長の所に税金を持込行つたが、役所に持込行つたかとの話があるが、区長に対する細税の指導面にかけてはどうか。
助役	細税日を区長がやる。又区長が出来る所の財政課の職員も入れ替へてある。
一八審	都市地区の場合に成積が悪いとのことあるが、細税日を区長が徴収しないかどうか。
助役	はい、その通りです。
一九審	都市地区の場合に忙しいので役所を動かして行くか、所を動かすかと思ふが、その面指導をもらいたい。
八審	大入の五穀四月、土木事業補助金にかんして伊佐、佐真下の工事があるが、その進捗を説明願います。
建設課長	伊佐の方は工台凡の壊れは青小堀川の下の方であります。佐真下の箇所は大謝名後集にありません。一昨年、佐真下の工事報告はありましたが、佐真下の明示はあります。

村長 佐真下

議長 暫休懇致します(午前十一時三十分)

再開致します(午前十一時四十分)

一〇番 収入に政府補助金の場合、村の予算と違ってくるが、
助役 経済局のものは予算と違ってくるが、又政府直営の場合の予算と
違ってくるが。

議長 暫休懇致します(午前十一時五十分)

再開致します(午前十一時五十分)

八番 収入に非細分^地の追加分があるが、これは説明願います。
助役 この追加分は高圧線のものがあるが、112が来ると50の収入、数
字が分はるから。

一〇番 200000購入費(36000)は足りるだろう。

助役 同一の範囲では足りるから。

一五番 産品に100000、出来ては作らぬに引取のものが、新しい
購入するは多く買えると思うが。

一〇番 延滞金に10000、相当の延滞があるようだが、これに缺陷がある。
外に延滞を防止する方法はあるか、どうか。

又長は常勤の職員であるが、長にも徴収しては延滞の
500000と思えるが。

村長 着地地にも長が徴収している。長者の配布も長がやっている。

一五番 村では、これら、これらと徴収の区別は、部等に加入
している者は徴収出来るが、未加入の場合が延滞を起す。

村長 村長

村長	平地泊の地域に給人おかし。平地泊の世帯の徴収レハ
一三番	集の場合、班長組長おかし。ヤに問題がある。
村長	持種レハあると思ふ。部落に加入して居れば、その組に入つて レハおかし。ヤに問題があると思ふ。
議長	暫休惣致レテ(午後二時五分)
"	再開致レテ(午後二時一分)
"	大木質問もつて称う。質疑と打切レておかし。 異議レハ呼ぶものあり。
"	即答議おかし。質疑と打切レておかし。
"	討論と頼。す。
一三番	採案に賛成である。理由、大部分が政府補助金であり、 工事の箇所も見れば必要である。又、コンクリートの材料事務 促進の面から必要である。若し、コンクリートも廃品に回せば、出 来れば利用するものはある。
議長	外の御意見はあつた。おかし。討論と打切レておかし。 異議レハ呼ぶものあり。
"	即答議おかし。討論と打切レておかし。
"	この議案第一号、一九六一年度豊野村歳入歳出追加算 にかつて表決に付する。
"	採案に御答議あつた。おかし。
"	異議レハ呼ぶものあり。

議号	<p>所定議事の如く認め、議案第2号ノ九六年度首野澤村歳入歳出追加算定案を通り可決と定するを以て致す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 〃 暫休期致す時(午後一時四十分) 〃 再開致す時(午後二時七分) 〃 日程第2議案第1号首野澤村区職舎支給條例の一部改正の細則に關する議題と致す。 〃 書記にて朗読せしむ。 〃 提案者の説明を求めず。
町長	<p>区職舎制度は報償的のものといへば可いと思ふが、現行條例は、在職年数の規定から区職舎、本来の考へ方より遠かぬ感があるを以て、是れに關し通算規定の特例を設けらる。</p>
一〇番	<p>九六〇年三月十日に具体的に説明願ひ。</p>
助役	<p>三月十日より適用するに由らば、就職する年に適用する様にして、即ち三月十日の任期がある場合は、その属する月より</p>
九番	<p>九六〇年一月一日より適用するに由らば、一月一日より起算するに由らば。(由り)</p>
助役	<p>第五條の二項は、その前後を通算するに由らば、第五條の二項は、通算起算の由らば、</p> <p>他者の現在大田外に就職している日取件数を以てして、その二は生かすに由らば、</p>
一〇番	<p>條例に由らば、議事見込表の如くに作らば困ると思ふ。</p>

かつい 字句はふいかりどう?
 助 役 二の場合日中いふい
 議 長 暫休惣致いす(千石二時五分)
 " 再開致いす(千石二時五分)
 春 條例に流用い場合、四月二二二二見らる、建中中斷して
 就職い場合、その中斷い分も含むがどう?
 助 役 中斷の分は通算いふい。
 春 区長が区職い一年以内就職い場合、保険の適用受ける。
 助 役 下月の区長は二年職いふらり、保険の適用受ける。
 春 区長の場合、常勤いすれ、第四條の適用受けると思ふ。
 助 役 公務がふい中、他人二二二二二二、その役い認産い止す。
 議 長 暫休惣致いす(千石二時五分)
 " 再開致いす(千石二時五分)
 春 区長の全責任は徴税いありと思ふ、部落大小におて徴税
 の良悪ありと思ふ、区職全いなるものは、報償金いあり村い
 村長が専ら、報償金い上りる場、徴税義務付する
 ぶ二二二二出さふらどう?
 村 長 義務付いなる二二二二、令書を配布い一請にや二二二二。
 春 市町地区の租税の範囲の二二二二、其の結果いふ二二二二と思
 いなる、区職を二二二二徴収する二二二二出さふらどう?
 取 扱 租 税義務者が持ち来い二二二二付する二二二二二二あり、直接来い

の不便があることもよく依頼している。普同学は、この班長の
改善の配布については、次の配布する場合、班長の要請がある
一七番 徴税の義務を区長に負うことは疑問に思う。便宜で計り区長が負
う。如何にするかは、よく考へられよう。
前年度に区長登録に於いては、既に済んでおられるので、区長の
責任をいささかどう。

村長 委任事務については、よく考へられている。

議長 暫休懇談の村(午後三時三十分)

、 再用懇談の村(午後三時三十分)

一八番 質疑打ち切りの動議を提出致しませう。

賛成と呼ぶ方があり。

議長 只今質疑打ち切り動議は所定の賛成者がおられるので、動議は
成立しております。右様取扱の長。

質疑は、この年がわかれ。

、 所定議の済むので、質疑を打ち切ります。

、 討論を承ります。

ハ番 首野澤村区職令交付條例にかいては、大正年度以来のこの問題に
七頭を痛めたおられるが、改正するに於いては、行政運営の
スムーズに運ぶに必要あり。請うて、賛成するおられる村。
又問題の区長が、常勤の要するに、この中を、中を本
会に、区長の職務施行規程を、作ら、準備行政工作の、長。

議長	他に御意見がなければ、討論を打ち切らんと存じます。 異議ありと呼ぶ方があり。
〃	御異議がなければ、討論を打ち切ることに致します。
〃	本日議案第五号首狩湾村区職舎支給條例の一部を改定する條例にかんじ、表決を行います。
〃	原案に御異議ありませんか。 異議ありと呼ぶ方があり。
〃	御異議がなければ、議案第五号首狩湾村区職舎支給條例の一部を改定する條例にかんじ、原案通り可決を宣告致します。
〃	暫休總致いたします(午後四時四分)
〃	再開致いたします(午後四時)
〃	只今定刻四時が過ぎました。暫時間延長に着議せらると思っております。 異議ありと呼ぶ方があり。
〃	御異議がなければ、時間延長に着議するに致いたします。
〃	暫休總致いたします(午後四時五分)
〃	再開致いたします(午後四時一分)
〃	日程第一、議案第六号議令議員の研修視察派遣に關する工程致いたします。
〃	書記に朗読せしめます。
〃	説明する必要はございませんので、御検討願います。

議長	暫休總致しす(午後四時一七分)
〃	再開致しす(午後四時四十分)
〃	お諮り致しす。文名に違ひし...場合はどうかす。
一〇番	希望者だけ派遣したい。
一七番	最後〓名〓決める方が良しと思ひます。
議長	今日議案〓名〓以上お諮り派遣する〓〓に致しす。 〓〓へ(多数行われる様うお願ひ致しす。 〃 お諮り致しす。 〓 派遣先(本土) 〓 派遣の時期(三月下旬) 〓 派遣人員(〓名至六名)以上の通〓決定する〓〓に御異議 ありませんか。 異議ふれりおあり。 〃 御異議が〓〓の人。議長兼事務局長高議員の所行視察派遣 案に關しは原案通り可決を致しす。 〃 日程第四 逆奔第一号 受入委員会の委員選挙に關して提 致しす。 〃 書記をいお讀誦せしめす。 〃 暫休總致しす(午後四時五十分) 〃 再開致しす(午後四時五二分)
村長	受入要綱の未だ施行しなかりし。無に等しいの語があるが、 議会の通過要綱があるに決定にありすものと。

票網の出来次第の選挙心ありする心、議事系統上の問題あり

就任の時期にかゝり、発行は出るが、

議長 暫休懸致しす。(午後四時五七分)

〃 再開致しす。(午後四時五九分)

〃 選挙の方法にかゝりお諮り致しす。

〃 投票にレカレの事ありす。

異議あり呼ぶものあり。

〃 即異議あり心投票するに致しす。

〃 書記に投票用紙を配布せしめす。

〃 配布はありせん。

〃 配布はありせん認めす。

〃 念のため申し上げす。投票は会議規則第九條第一項に於

て単記、複記名をありす。(選記をありす)

〃 お諮り致しす。開票は第一番、九番、八番の順序
にお願ひせしめす。即異議ありせしむ。

異議あり呼ぶものあり。

〃 即異議あり心外上の名にお願ひ致しす。

〃 第一番の順序に投票を致しす。

〃 投票はありせん。

〃 投票はありせん認めす。

〃 只今第一開票致しす。

議 決 開票の結果の報告を求めた。

投票の計算を致した。

開票の結果を報告を致した。

出席議員 一七名

投票枚数 一七票

開票枚数 一七票

安次富盛信 一四票 崎岡健部 一三票 中屋幸助 一三票

和花心太 一三票 宮内敏行 一三票 仲本正彦 一三票

天久盛雄 一三票 訂正 一票

以上の結果 大多数を以て 安次富盛信 崎岡健部 中屋幸助
の三名が当選致し、以上の道に於て 新選致した。

以上全日程終了致し、以上を以て、本年第一回
開野澤村議会定例会を閉会するに致した。

皆様の長日時の御礼、御座います。御着議に御座います。誠に
どうも御座います。

閉会(午後五時)

会議の経過を記載し、以上の内容の正確なることを記す
に付、ここに記す。

野澤村議会議長 崎岡健部
議事録署名人 和花心太
宮内敏行